

## 令和5年度 補助金等ヒアリングシート

基本情報					
番号	4	課・係名	経済振興課 プロモーション推進室	補助開始年度	昭和37年度
補助金等の名称	印西市観光振興事業補助金				
交付要綱等の名称	印西市観光振興事業補助金交付要綱				
	終了年限の有無 (無)				
要綱に規定する 交付対象	市の観光振興を図る目的で設立された団体				
根拠となる 市の計画等名					
補助制度内容 (下部組織等の 配分も明記)	1. 国補助 2. 県補助 ③ 単独 4. 市単独上乘せ				

団体に補助 している場合記入 ⇒ ※個人に補助して いる場合は不要	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)	設立年月日	構成人数
	特定非営利活動法人印西市観光協会	昭和36年4月1日	120
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (無) 有の場合は、類似団体数 ( )		

決算の状況

※団体への補助は上記の団体ごとに、個人への補助は合計値を記入してください。

		令和3年度決算額	令和4年度決算額	令和5年度予算額	
歳入	市補助金	9,785,111	9,796,618	10,017,000	
	内訳	国庫補助金			
		県補助金			
		その他			
		一般財源	9,785,111	9,796,618	10,017,000
	会費	525,000	502,000	600,000	
	事業収入	2,965,869	3,700,529	3,916,000	
	その他	1,409,828	1,016,506	1,018,120	
	合計	14,685,808	15,015,653	15,551,120	
歳出	人件費	6,980,226	6,932,090	7,024,000	
	事務費	1,078,445	1,313,557	1,188,249	
	事業費	5,610,637	5,751,886	6,325,000	
	その他	1,013,871	1,013,871	1,013,871	
	合計	14,683,179	15,011,404	15,551,120	
翌年度繰越金		2,629	4,249		

### 近隣市の状況

※補助を行っていない場合は、「なし」と記入してください。

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	観光協会補助(団体補助) 43.77% 観光活性化事業補助(事業補助) 58.3%	10,800,000 22,960,000
佐倉市	観光協会等支援事業 2分の1	11,740,000
四街道市	なし	なし
八街市	2分の1	1,260,000
富里市	3分の2	1,460,000
白井市	なし	なし

### 担当課としての該当の補助事業への評価

↓該当するものに○

経費的な観点	会計処理及び使途が適切である。	○
	【団体補助のみ回答】 決算において繰越金・余剰金が補助金等額を超えていない。	
	他市の同種、同類の補助金等と比較して補助率や金額が突出していない。	
	形式的、習慣的な補助ではなく、補助対象事業の内容等が明確であり、補助金等の使途が曖昧ではない。	○
形態的な観点	同一目的、類似事業がなく、整理統合することが適切ではない。	○
	補助制度以外の方式に切り替えることが困難なもの。	○
	市の直接経費として計上することが適切ではない。	○
団体運営費	【団体補助のみ回答】 団体等が事業効果の向上に努力している。	
	【団体補助のみ回答】 交際費、慶弔費、懇親会等の飲食代に対して交付していない。	
	【団体補助のみ回答】 直接事業に係わらない視察旅行(慰労的)に対して交付していない。	
	【団体補助のみ回答】 団体経費の大半が運営費ではない。	
	【団体補助のみ回答】 決算額に対して会議費等の割合が高くない。	
	【団体補助のみ回答】 会費を徴収している等、自主財源の確保に努めている。	
	【団体補助のみ回答】 自主運営に移行する努力を行っている。	

補助の状況	
※補助金等について、できるだけ具体的に記入してください。	
分類	質問事項
目的 必要性	①補助事業の目的について記入してください。
	市の観光振興を図るために行われる営利を目的としない事業を行う団体に対し、その事業費を補助する。
必要性	②令和5年度の予算計上の積算根拠について記入してください。また、補助率が2分の1を超える場合は必要な理由を記入してください。
	<p>インフォメーション事業：事業費7,952,000円 補助金額7,952,000円（補助率10/10以内）</p> <p>フォトコンテスト事業：事業費168,000円 補助金額126,000円（補助率3/4以内）</p> <p>舟運事業：事業費2,440,000円 補助金額1,502,000円（補助率2/3以内）</p> <p>その他観光振興事業：事業費2,489,000円 補助金額437,000円（補助率1/2以内）</p> <p>本事業に関しては、市の基本計画で位置付けられた施策「観光資源の活用と観光の振興」に基づく「観光情報の発信」「観光資源のPR・活用」「人流促進、にぎわい・交流機会の創出」等に対する事業費補助であり、市の施策達成のために必要な事業として政策的判断から1/2を超える補助が含まれる。</p>
必要性	③過去4年間の決算額と補助対象の件数の合計数を記入してください。
	【令和4年度】9,796,618円 1件、【令和3年度】9,785,111円 1件、【令和2年度】9,524,924円 1件、【令和元年度】9,936,000円 1件
公益性	④市としてどの分野で公益性があるか選択してください。また、できるだけ具体的に、受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたっている点を記入してください。
	<p>公益性のある分野（プルダウン）   産業や観光の発展に寄与するもの</p> <p>本事業については、市内外の来訪者に対し、観光情報の提供や地域資源を活用した舟運事業及びイベントを実施するものであり、受益が広くいきわたるものである。</p>
公益性	⑤補助事業により達成できている効果をできるだけ詳細に記入してください。（市の計画に基づく場合は、関連させて記入してください。数値化できるものは数値化してください。）
	市の基本計画における施策「観光資源の活用と観光の振興」に掲げる成果指標の「観光客入込客数」は、令和元年1,063,688人が、令和4年1,200,184人となった。観光情報館の来館者数はコロナ禍により令和2年度19,173人まで落ち込んだものの令和4年度21,706人まで回復した。舟運事業は例年千人程度で推移しており、令和4年度は995人。産直軽トラ市&フリーマーケットは令和4年度来場者2,883人。
将来性	⑥今後の補助事業についてより効果を高める（行政事務の効率化、公益性の向上などの観点からでも）ために検討していることがあれば記入してください。
将来性	⑦【交付対象が1件の場合記入】事業を委託にできるか記入してください。委託可能な場合は、必要な検討事項。委託不可の場合は理由を記入してください。
	インフォメーション事業は、団体が事業目的達成のために選定した施設において実施されるものであり、委託化するには市が施設を設置することや特定事業者との随意契約の是非、費用面などで課題が多い。舟運事業については、市内の運行可能なルートが限定されており、現に船を所有し運行している事業者の自発的な取り組みに対する補助が適当であると考えます。
将来性	⑧【平成30年度の補助金等評価委員会の対象の場合記入】前回の評価委員会の判定を受けてから、見直しや改善をした点を記入してください。
その他	⑨現在の補助事業について課題があれば記入してください。
	インフォメーション事業については、継続性について検討する時期に来ている。
今後の方向性	1. 拡大して継続 2. 現状維持で継続 3. 縮小して継続 4. 整理統合 5. 廃止
方向性についての理由	現補助要綱の終期設定が令和7年度末となっており、その間に上記課題の件などについて方向性を決め、要綱で定める事業の見直しを検討していくという意味において現状維持とした。

印西市観光振興事業補助金交付要綱（平成17年3月31日告示第43号）

最終改正:令和5年3月9日告示第26号

改正内容:令和5年3月9日告示第26号 [令和5年3月9日]

○印西市観光振興事業補助金交付要綱

平成17年3月31日告示第43号

改正

平成19年9月18日告示第131号

平成20年3月31日告示第32号

平成23年3月31日告示第59号

平成26年3月27日告示第34号

平成29年3月28日告示第38号

令和2年3月25日告示第54号

令和5年3月9日告示第26号

印西市観光振興事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、市の観光振興を行う事業者に対し、予算の範囲内において、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

（1）事業 市の観光振興を図るために行われる営利を目的としない事業をいう。

（2）事業費 前号に掲げる事業に要する経費をいう。

（補助対象事業者）

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、市の観光振興を図る目的で設立された団体とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の対象とする経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（印西市商工業振興事業補助金交付要綱の廃止）

2 印西市商工業振興事業補助金交付要綱（平成9年告示第48号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行前に旧告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

（失効）

4 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成19年9月18日告示第131号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第32号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第59号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日告示第38号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年3月25日告示第54号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年3月9日告示第26号)

この告示は、公示の日から施行する。

## 別表(第4条)

	補助対象事業	補助対象経費	補助率等
1	<p>インフォメーション事業。ただし、市長が特に認める常設の施設等(以下「施設等」という。)において実施される市の観光の宣伝、紹介、案内等が主たる目的の事業であって次に掲げる全ての要件を満たす事業に限る。</p> <p>ア 施設等の開所時間が1日8時間以上であること。</p> <p>イ 施設等が休所日を設けず年間を通じて開所されるものであること。ただし、市長が特段の事情があると認める場合を除く。</p> <p>ウ 施設等の設置について、補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日までの設置が担保されていること。</p>	施設等の管理及び運営に要する経費	補助対象経費の10分の10以内の額(千円未満切捨て)
2	<p>フォトコンテスト事業。ただし、次に掲げる全ての要件を満たす事業に限る。</p> <p>ア 市の後援事業であること。</p> <p>イ フォトコンテストの入賞作品の著作権は、主催者及び市に帰属させること。</p>	フォトコンテストに要する直接的経費	補助対象経費の4分の3以内の額(千円未満切捨て)
3	舟運事業	報償費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料その他事業の運営に要する経費	補助対象経費の3分の2以内の額(千円未満切捨て)
4	その他観光振興事業	賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料その他事業の運営に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額(千円未満切捨て)